

おうじ・まちの宣伝隊設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、おうじ・まちの宣伝隊を設置することにより、王寺町の魅力や地域資源等の発見・創出・情報発信を行い、町民と行政の協働によるシティプロモーションの推進を図るとともに、自主的にまちの活性化に取り組む人材を育成することを目的とする。

(登録要件)

第2条 おうじ・まちの宣伝隊隊員（以下「隊員」という。）に登録できる者は、前条の目的に賛同し、次のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 満18歳から満49歳までで、かつ町内に居住する者、町内で学ぶ者、働く者、又は事業を営むなど活動を行う者。ただし、国又は地方公共団体の議員及び本町職員である者は除く。
- (2) その他町長が特に必要と認める者

(活動内容等)

第3条 おうじ・まちの宣伝隊は、次に掲げる活動に参加することができる。

- (1) 町公式SNSを通じた定期的な情報発信及び円滑な運用
- (2) 町が実施するシティプロモーションの事業

(登録申込)

第4条 隊員に登録しようとする者は、おうじ・まちの宣伝隊登録申請書及び暴力団排除関係誓約書（様式第1号）を提出するものとする。

(登録)

第5条 町長は、前条の規定による申込があった場合において、申込者が第2条に掲げる者に該当すると認めるときは、隊員として登録するものとする。

(登録の変更等)

第6条 隊員は、登録した内容に変更があるとき又は登録を取り消したいときは、速やかに政策推進課に連絡しなければならない。

(登録の取消)

第7条 町長は、隊員が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗や法令に反する行為又は隊員として相応しくない行為があったとき
- (2) 隊員との連絡が不通となったとき
- (3) その他町長が認めるとき

(活動の期間)

第8条 隊員の活動の期間は、隊員の登録をした日から同日の属する年の翌年の12月末日までとする。ただし、隊員から継続の意思表示があった場合は、

活動を1年延長することができることとし、以降も同様とする。

(謝礼等)

第9条 隊員の活動に対する謝礼、旅費及び通信費等の経費は支給しない。ただし、町長が必要と認めるときは、謝礼、旅費及び通信費等の経費を支給することができる。

(責任)

第10条 隊員が第3条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により生じた事故等の損害について、本町は一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 おうじ・まちの宣伝隊に関する庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。